

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

東京都世田谷区長

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金事務	
②事務の概要	国民年金法に基づき、給付の受付、資格の得喪、保険料の免除の事務を行う。	
③システムの名称	SKY2国民年金システム、番号連携サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課	
②所属長の役職名	保健福祉政策部国保・年金課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	世田谷区総務部政情課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-②所属長	国保・年金課長 新保 信	国保・年金課長 和田 康子	事後	
平成28年7月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成26年5月23日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年7月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年5月23日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成29年5月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年5月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	I-5-②所属長	国保・年金課長 和田 康子	国保・年金課長 太田 一郎	事後	
平成30年5月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-①部署	国保・年金課	世田谷区保健福祉部国保・年金課	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	国保・年金課長 太田 一郎	保健福祉部国保・年金課長	事後	
平成31年4月1日	I-7-請求先	区政情報課	世田谷区総務部区政情報課	事後	
平成31年4月1日	I-8-連絡先	国保・年金課	世田谷区保健福祉部国保・年金課	事後	
平成31年4月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(追加)	様式変更により項目追加	事後	
令和2年9月1日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31項	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	事後	
令和2年9月1日	I-5-①部署	世田谷区保健福祉部国保・年金課	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課	事後	
令和2年9月1日	I-5-②所属長の役職名	保健福祉部国保・年金課長	保健福祉政策部国保・年金課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I-8-連絡先	世田谷区保健福祉部国保・年金課	世田谷区保健福祉政策部国保・年金課	事後	
令和2年9月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年11月1日	II-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	II-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	